追加型投信/内外/資産複合/特殊型(絶対収益追求型)

当初設定日 : 2011年12月12日

作成基準日 : 2020年5月29日

## 基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

## 基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
償還価額	8,084.61 円	-12.39 円
純資産総額	0.71 億円	- 0.06 億円

### 期間別騰落率

	騰落率
1ヵ月	-0.09%
3ヵ月	1.93%
6ヵ月	2.55%
1年	2.26%
3年	-0.50%
設定来	-10.32%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したもの として計算しています。

# 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額

935 円

_		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	2019年	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円
	2020年	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	-	-	-	-	-	-	_

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 組入投資信託証券の状況

投資信託証券	比率		
TCAファンド(適格機関投資家専用)	0.00%		
短期金融資産 マザーファンド	0.00%		
その他	100.00%		
合計	100.00%		

※ 対純資産総額比です。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>

- ●当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ●ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ●投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- ●投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ●当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- ●当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。

追加型投信/内外/資産複合/特殊型(絶対収益追求型)

当初設定日 : 2011年12月12日

作成基準日 : 2020年5月29日

### ファンドの特色

- 1. 主として「TCAファンド(適格機関投資家専用)」への投資を通じて、わが国の円建短期公社債等に投資するとともに、日本、米国及び欧州を中心とする先進国の株価指数先物取引及び債券先物取引を積極的に活用する、ファンド・オブ・ファンズ方式の絶対収益追求型ファンドです。
- 2.「TCAファンド(適格機関投資家専用)」は三井住友信託銀行の投資助言に基づいて、三井住友トラスト・アセットマネジメントが運用します。
- 原則として、毎決算時(年12回)に、運用状況に応じて収益の分配を目指します。

## 投資リスク

#### 《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

### 【株価変動リスク】

ファンドは、投資対象投資信託証券を通じて、株価指数先物取引を行います。株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

### 【金利変動リスク】

ファンドは、投資対象投資信託証券を通じて、債券先物取引を行います。債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)局面では値上がり (値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。 債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

#### 【為替変動リスク】

投資対象投資信託証券においては、海外の株価指数先物や債券先物に係る損益等には、為替変動リスクが伴います。当該為替リスクに対しては、投資対象投資信託証券において、原則として、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全に為替変動リスクを排除することはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替予約を行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

#### 【信用リスク】

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

### 【先物取引を利用した運用手法に係るリスク】

ファンドは、投資対象投資信託証券を通じて、先物の買建てと売建てを組み合わせてポートフォリオを組成することがあり、買い建てている先物価格が下落した場合及び売り建てている先物価格が上昇した場合に損失が発生し、ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドは、投資対象投資信託証券を通じて、純資産総額を上回る買建て、売建てを行なう場合があるため、ファンドの基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

#### 【ブローカーの信用リスク】

投資対象投資信託証券の先物取引に係る証拠金は、先物ブローカーで保管されることがあります。投資対象投資信託証券の資産の全部又は一部が保管されているブローカーの債務不履行によって、ファンドの資産の一部又は相当の額が失われることがあります。

## 【その他のリスク】

ファンドは、複数の投資判断モデルを使って機動的な運用を行いますが、市場環境等によってはモデルが十分に機能せず、基準価額の下落要因となる場合があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 《その他の留意点》

● ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



追加型投信/内外/資産複合/特殊型(絶対収益追求型)

当初設定日 : 2011年12月12日 作成基準日 : 2020年5月29日

### お申込みメモ

購入単位・・・・販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購 入 価 額・・・購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

(基準価額は1万口当たりで表示しています。)

換 金 単 位・・・・販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換 金 価 額・・・換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。(信託財産留保額の控除はありません。)

換 金 代 金・・・・原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

申 込 締 切 時 間・・・原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。

購入・換金・・・申込日当日または申込日の翌々営業日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないも申込受付不可日のとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

欧州自動即時グロス決済システム(TARGET)の休業日

換 金 制 限・・・ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受 付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入・換金申込受付・・・・取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のおの中止及び取消し 申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

信 託 期 間・・・無期限(2011年12月12日設定)

繰上償還が決定した場合、2020年5月29日(予定)までとなります。

繰 上 償 還・・・・次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を 解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。

・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合

・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合

やむを得ない事情が発生した場合

決 算 日・・・・毎月7日(休業日の場合は翌営業日)です。

収 益 分 配・・・・年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。

課 税 関 係・・・課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に<u>3.85%(税抜3.5%)を上限</u>として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しく は販売会社にお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

<u>ありません。</u>

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率1.1%(税抜1.0%)

■ 投資対象とする投資信託証券(TCAファンド(適格機関投資家専用)) 純資産総額に対して年率0.88%(税抜0.8%)

■ 実質的な負担

純資産総額に対して年率1.98%程度(税抜1.8%程度)

この値は目安であり、投資対象投資信託証券の実際の組入れ状況により変動します。

■ その他の費用・手数料

監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、 運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。
- ※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

追加型投信/内外/資産複合/特殊型(絶対収益追求型)

当初設定日 : 2011年12月12日

作成基準日 : 2020年5月29日

# 委託会社・その他の関係法人の概要

■ 委託会社 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第347号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

ホームページ: https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル: 0120-668001 受付時間 9:00~17:00 [土日・祝日等は除く]

■ 受託会社 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

# 販売会社

			加入協会				
商号等		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会		一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
三井住友信託銀行株式会社 ※	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	0	0	0		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0	

<sup>※ 2020</sup>年3月4日以降、新規の買付けを停止しており、換金のみの受付となります。(ただし、累積投資コースの分配金再投資は引き続き 行われます。)

- ・お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、販売会社へお申し出ください。
- ・販売会社は今後変更となる場合があります。

追加型投信/内外/資産複合/特殊型(絶対収益追求型)

当初設定日 : 2011年12月12日

作成基準日 : 2020年5月29日

# 収益分配金に関する留意事項

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



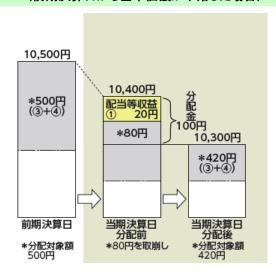
● 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

# (前期決算日から基準価額が上昇した場合)

# 10.550円 期中収益 (①+②) 50円 10,500円 100円 \*50円 10,450円 \*500円 (③+④) \*450円 (③+④) 前期決算日 当期決算日 当期決算日 分配前 分配後 \*分配対象額 500円 \*分配対象額450円 \*50円を取崩し

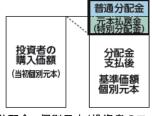
### (前期決算日から基準価額が下落した場合)



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご留意ください。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### (分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

### (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※ 元本払戻金(特別分配金)は 実質的に元本の一部払戻しと みなされ、その金額だけ個別 元本が減少します。また、元本 払戻金(特別分配金)部分は 非課税扱いとなります。 投資者の 購入価額 (当初個別元本) ・ 対を ・ 支払後 ・ 基準価額 ・ 個別元本

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。